

15 軽油引取税

(1) 軽油の引取数量に関する調

(単位:キロリットル)

区 分		数 量	
引 取 数 量	①	901,167	
課 税 対 象 と な ら な い 数 量	②	110,398	
差 引	(①-②) ③	790,769	
欠 減 量	特 約 業 者 分 1/100	6,966	
	元 売 業 者 分 0.3/100	283	
	計 ④	7,249	
課 税 標 準 量	(③-④) ⑤	783,520	
そ の 他 ( 申 告 納 付 等 ) の 分	燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量	-	
	軽 油 又 は 燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量	-	
	炭 化 水 素 油 の 消 費 量	-	
	み な す 課 税 さ れ た 軽 油 の 消 費 ・ 譲 渡 量	319	
	そ の 他	1,378	
	小 計 ⑥	1,697	
	課 税 対 象 と な ら ない 数 量	燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量	-
		軽 油 又 は 燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量	-
		炭 化 水 素 油 の 消 費 量	-
		み な す 課 税 さ れ た 軽 油 の 消 費 ・ 譲 渡 量	303
そ の 他		418	
小 計 ⑦	721		
課 税 標 準 量	(⑥-⑦) ⑧	976	
合 計	⑤+⑧	784,496	
特 別 徴 収 義 務 者 数 等	元 売 業 者	17	
	特 約 業 者	463	
	計	550	
	仮 特 約 業 者	68	

(注)

- この調は、当年度において課税したものについて作成した。
- 「引取数量①」には、法第144条の2第1項及び第2項の規定により課税客体とされる特約業者又は元売業者からの引取りに係る軽油の数量を記載した。
- 「課税対象とならない数量②」には、法第144条の5の規定により課税を免除された軽油の数量、免税証による引取数量及び合衆国軍隊等の引取りに係る免税軽油の数量の合計を記載した。
- 「その他(申告納付等)の分⑧」には、法第144条の2第3項、第4項、第5項及び第6項の規定により課税された軽油等の数量、法第144条の3の規定によりみなす課税された軽油の数量並びに法第144条の22第4項の規定(法第144条の25第5項において準用する場合を含む。)により課税された軽油の数量の合計を記載した。
- 「特別徴収義務者数等」には、令和3年2月末日現在により記載した。この場合、「本店の数」には、本店(本社)が本県に所在するものを記載した。

○ 事務所別内訳

区 分	大河原	仙台南	仙台中央	仙台北	塩 釜	
特別徴収義務者数	元 売 業 者	-	-	12	4	1
	特 約 業 者	5	17	95	23	10
	計	5	17	107	27	11
引 取 数 量	11,150,201	139,953,433	461,221,104	182,652,252	12,587,725	
課税対象とならない数量及び欠減量	1,914,831	6,058,533	39,064,373	41,787,677	2,917,293	
差 引 課 税 標 準 量	9,235,370	133,894,900	422,156,731	140,864,575	9,670,432	
申 告 納 付 等	38,714	142,219	147,401	137,492	20,784	
合 計 課 税 標 準 量	9,274,084	134,037,119	422,304,132	141,002,067	9,691,216	
調 定 額	297,698	4,302,591	13,555,962	4,526,166	311,088	

(特別徴収義務者数は、令和3年2月末日現在。)

## (2) 課税対象とならない軽油に関する調

(単位:キロリットル)

区分	免税軽油使用者数等	数量
法第144条の5関係	1 61 62	66 61,987 62,053
法第144条の6関係	-	-
法附則第12条の2の7第1項関係	1,074 2 3 7,527 56 24 3 - 97 17 1 9 15 3 - 3 11 31 2 4 7	12,104 247 4,672 8,760 2,367 337 16 - 14,621 1,105 214 1,233 173 41 - 113 410 1,289 8 453 179
小計 ②	8,889	48,342
アメリカ合衆国軍隊関係 ③	1	3
外国公館等の暖房用ボイラー関係 ④	-	-
合計 (①+②+③+④)	8,952	110,398

(注)

- 1 「林業等」には、素材生産業を含む。
- 2 法第144条の5関係及びアメリカ合衆国軍隊関係の「免税軽油使用者数等」欄には、令和3年2月末日現在における該当特約業者等の数を、法第144条の6及び法附則第12条の2の7第1項関係の「免税軽油使用者数等」欄には、令和3年2月末日現在における免税軽油使用者数をそれぞれ記載した。

(単位:リットル, 千円)

北部	栗原	東部	登米	気仙沼	県計
-	-	-	-	-	17
10	6	8	7	7	188
10	6	8	7	7	205
7,322,077	14,112,978	42,912,720	7,325,967	21,928,613	901,167,070
958,631	6,245,852	14,205,240	2,212,332	2,282,296	117,647,058
6,363,446	7,867,126	28,707,480	5,113,635	19,646,317	783,520,012
56,421	10,030	184,308	81,608	156,805	975,782
6,419,867	7,877,156	28,891,788	5,195,243	19,803,122	784,495,794
206,078	252,857	927,426	166,768	635,680	25,182,314